

道の駅やちよ衛生管理業務基準

1 受水槽清掃

八千代ふるさとステーションにおいては、水道法第 3 4 条の 2 第 1 項に規定する基準である水道法施行規則第 5 5 条に基づき、受水槽清掃年 1 回行うこと。

なお、リニューアル整備期間中は、施設が休館となることから、上記清掃は不要とします。

2 簡易専用水道検査

八千代ふるさとステーションにおいては、水道法第 3 4 条の 2 第 2 項に規定する基準である水道法施行規則第 5 6 条に基づき、千葉県を営業区域として登録している厚生労働大臣登録検査機関に依頼して、水質検査及び管理状況検査を行い、その結果を健康福祉センター（保健所）に報告すること。

なお、リニューアル整備期間中は、施設が休館となることから、上記検査は不要とします。

3 トイレ除菌・消臭

各施設において下記の個数設置を行い、指定する回数の点検等を行うこと。

(1) 八千代ふるさとステーション

① リニューアル整備期間前

ア 男子小便器で洗浄、脱臭、静菌、芳香、尿石による詰まり防止する器具 4 個
年間 6 回の保守点検

イ 男子トイレ、女子トイレの芳香と消臭を行い、来館者に快適な空間を提供すること。

ウ 手洗石鹸の補充等を行うこと。

② リニューアル整備期間中

リニューアル整備工事に伴い、施設は休館となることから、点検等は不要とします。

③ リニューアル整備期間後

リニューアル整備期間後については、令和 6 年度に行う実施設計にてトイレの基数等を決定しますので、既存トイレの基数及び「資料 15 防災道の駅やちよ基本設計概要説明書」を参考に、必要な経費を見積もってください。

【参考 既存施設のトイレの基数】

○ 男子トイレ 小便器 4 基
大便器 2 基

○ 女子トイレ 大便器 4 基

○ 多目的トイレ 1基

(2) やちよ農業交流センター

- ① 男子小便器で洗浄，脱臭，静菌，芳香，尿石による詰まり防止する器具 7個
年間6回の保守点検
- ② 男子トイレ，女子トイレの芳香と消臭を行い，来館者に快適な空間を提供すること。
- ③ 手洗石鹸の補充等を行うこと。
- ④ 男子トイレ，女子トイレに1個ずつハンドドライヤーの設置を行い，年間6回程度保守点検を行うこと。

(3) 防災トイレ

- ① 現時点では，洗浄，脱臭，静菌，芳香，尿石による詰まり防止する器具の設置は未定となっておりますが，設置した場合を想定し，「【参考】防災トイレ 機器一覧表」を参考に，必要な経費を見積もること。
- ② 男子トイレ，女子トイレの芳香と消臭を行い，来館者に快適な空間を提供すること。
- ③ 手洗石鹸の補充等を行うこと。

4 清掃

各施設において，誰もが快適に利用できるように，建物内部及び外周部について，日常清掃，定期清掃を組み合わせ，ごみ，汚れ等がない状態を維持すること。

(1) 日常清掃

原則として，毎日館内の床及びトイレの清掃，建物内部並びに外周部におけるごみ収集などの清掃を行うこと。作業をするに当たっては，利用者への妨げや業務への支障がない時間帯に行うこと。

(2) 定期清掃

各施設における清掃を，下記に定める回数行うこと。

① 八千代ふるさとステーション

ア リニューアル整備期間前

- ・ 木床，石材床，弾性床，繊維床清掃 月1回
- ・ ガラス清掃（低所） 2か月に1回
- ・ ガラス清掃（高所） 年1回
- ・ 天井の梁清掃 年1回

イ リニューアル整備期間中

リニューアル工事に伴い，施設は休館となることから，点検は不要とします。

ウ リニューアル整備期間後

- ・ リニューアル後の床清掃については，令和6年度に行う実施設計にて床材の

詳細を決定しますので、既存床材及び「資料 15 防災道の駅やちよ基本設計概要説明書」を参考に、必要な経費を見積もってください。

- ・ ガラス清掃（低所） 2 か月に 1 回
- ・ ガラス清掃（高所） 年 1 回
- ・ 天井の梁清掃 年 1 回

② やちよ農業交流センター

ア 石材床，防滑性ビニル床清掃 月 1 回

イ ガラス清掃 2 か月に 1 回

③ 防災トイレ

ア 高所のほこりを払い換気口等の清掃を行う。

イ 床はゴミ，ほこりを除去した後に洗剤を用いて洗浄する。

ウ 扉及び壁面は，洗剤を用いて清掃し，拭き取る。なお，落書き等による汚れで洗剤で除去できないものは，シンナー等で汚れを除去する。